

三重県消防学校 給食等業務 提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

消防学校において消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、消防人としての責務を正しく認識させ、人格の向上、学術技能の習得、体力の練成、規律の保持並びに協働精神の涵養を図り、もって公正明朗かつ能率的に職務遂行しえることを目的としており、消防組織法では消防庁が定める基準を確保するよう努めることが定められている。

また、三重県消防学校では、毎年度教育訓練実施要領により教育訓練内容を定めており、本校に入校した者は、学校規則に基づき入寮し、起床から消灯までの規律正しい生活指導を行っており、入校者に対する給食等業務についても教育訓練の一環として実施する必要がある。

そのため、給食等業務の実施にあたっては、これらの趣旨を理解したうえで、健全な食生活による健康の維持・増進、食べることの楽しさや喜びを通じた健全な精神と強靱な肉体の育成、食に対する感謝の念の醸成や三重の食文化の理解による豊かな人間形成を図るため、入校生に対して良質な給食等を提供し、持続可能な給食等業務の環境を確保することとし、提案コンペ方式の総合評価を行うことにより、三重県消防学校給食等業務受託者を決定するものである。

2 業務内容

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 業務名 | 三重県消防学校給食等業務 |
| (2) 委託期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (3) 業務場所 | 三重県鈴鹿市石薬師町452番地 三重県消防学校 |
| (4) 業務内容 | 別添「三重県消防学校給食等業務仕様書」のとおり |

3 委託上限額

朝食450円、昼食610円、夕食720円

消費税及び地方消費税を含むこととし、10円未満切り捨てとする。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている

期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の各項に該当する者でないこと。
- (7) 当該又は類似の業務を行った実績を有すること。

5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して 2 つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 委託上限額を越える金額で見積をしたとき。
- (7) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (8) 提案の選定に先立ち適否評価を行い、その結果「否」と判定されたとき。
(ただし、提出された提案数が少ない場合は適否評価を省略する場合がある。)
- (9) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求める義務を履行しなかったとき。

6 提出を求める提案書の内容

「三重県消防学校 給食等業務仕様書」の内容をふまえた提案書、食事単価見積価格（積算内訳書を添付）及び資料等を 7 の提出期限までに提出すること。

なお、提案書には提案者名を記載せず、表紙のみ提案者を記載することとする。

提案書

- ① 会社の基本理念
- ② 会社の概要・実績
- ③ 単価に対する積算内訳書
- ④ 食材の調達方針
- ⑤ 1 週間の献立例（4 月 8 日（月）から 4 月 12 日（金）まで。4 月 8 日（月）は入校式のため、夕食は特別食 900 円。ただし、4 月 8 日（月）

の朝食と4月12日（金）の夕食は記入不要）

- ⑥ 1週間の献立例（夏の午前中は座学で、午後は屋外で体力を消耗する訓練を実施したときの朝食・昼食・夕食）
- ⑦ 従業員配置計画
（食品衛生責任者、栄養士、調理師、調理補助者等の正規・臨時・専任・兼務別のわかるもの）
- ⑧ 従業員の教育・研修計画
- ⑨ 自動販売機設置について
- ⑩ 斡旋物品について
- ⑪ 衛生管理
- ⑫ 緊急時における食品衛生責任者（専従）の消防学校への参集時間
- ⑬ 特別食への対応
- ⑭ コロナウイルス等感染症対策
- ⑮ 従業員が罹患した際の給食等業務継続のためのマニュアル
- ⑯ その他提案事項

7 提出を求める提案資料等の提出部数及び提出期限

- (1) 提出部数 8部（正本1部、写し7部）
- (2) 提出期限 令和5年10月20日（金）16時（必着）
- (3) 提出場所 〒513-0012
三重県鈴鹿市石薬師町452 三重県消防学校 総務課
- (4) 提出方法 上記提出場所に直接持参するか、郵送等により提出すること。

8 仕様等に関する質疑

仕様等に関する質疑については、令和5年10月10日（火）16時必着で、書面（郵送、メール、ファクシミリも可）により下記あてに提出すること。

※送付した旨を必ず電話で連絡すること。

住所 〒513-0012

三重県鈴鹿市石薬師町452

宛名 三重県消防学校運営連絡会（事務局三重県消防学校 総務課）

電話番号 059-374-1821

FAX番号 059-374-4232

メール shobos@pref.mie.lg.jp

9 最優秀提案の選定方法

提出された提案書について、「三重県消防学校 給食等業務 提案コンペ実施要領」により三重県消防学校給食等業務提案コンペ選定委員会が「三重県消防学校給食等業務提案コンペ選定要領」及び「選定基準」に基づき審査し、単価に対する積算内訳書を勘案のうえ総合的に最優秀提案を選定する。

プレゼンテーションが必要な場合、別途実施日時及び場所を連絡することとする。ただし、ズームによるオンライン開催となる場合がある。

10 選定結果

最優秀提案が決定した後、令和5年11月中旬までにすべての提案者に通知する。

11 最優秀提案者に提出を求める資料

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可） 1部
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書（無料）」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可） 1部

12 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は別途定める契約書のとおり。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、三重県運営連絡会及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額は見積書に記載された金額を記載するものとする。

- (4) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とする。
- (5) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期は、三重県消防学校給食等業務仕様書に記載のとおりとする。

1.3 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (3) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ① 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - ② 受託者が①のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (4) 提出された企画提案書等は返還しない。
- (5) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (6) 提出された提案書の他各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。
- (7) 企画提案されたものは、提案書（上記6）の中ですべて実現できるものと判断する。
- (8) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (9) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。
- (11) その他必要な事項は、三重県消防学校運営連絡会規約及び三重県会計規則に準じ規定するところによるものとする。
- (12) その他この説明書に明記されていない事項及び選定等について疑義が生じたときは、その都度協議して定める。

1.4 連絡先

住所 〒513-0012 三重県鈴鹿市石薬師町452
三重県消防学校運営連絡会（事務局 三重県消防学校 総務課）
電話 059-374-1821 FAX 059-374-4232
メール shobos@pref.mie.lg.jp